象事業の名称、ベンチマーク指標の状況及びベンチマーク対象事業のエネルギー使用量について記入すること。

24　特定－第７表は、事業者がベンチマーク対象となる事業を行っている場合に、ベンチマークの状況に関し、参考となる情報を記載すること。

25　特定－第９表は、該当するものに■印を付すこと。また、該当しない項目については、欄全体に斜線を引くこと。

26　特定－第11表は、特定事業者が設置する全ての工場等、特定連鎖化事業者が設置する全ての工場等及び加盟者が設置する当該連鎖化事業に係る全ての工場等又は認定管理統括事業者が設置する全ての工場等及び管理関係事業者が設置する全ての工場等のうち、第一種エネルギー管理指定工場等、第一種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第一種管理統括エネルギー管理指定工場等、第一種エネルギー管理指定工場等、第二種エネルギー管理指定工場等、第二種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第二種管理統括エネルギー管理指定工場等又は第二種管理関係エネルギー管理指定工場等の指定を受けている工場等を全て記入すること。指定区分の変更が必要な場合は、「（指定区分の変更手続きが必要□）」欄に■印を付すこと。

27　特定－第12表は、現在エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー指定工場等又は管理関係エネルギー指定工場等の指定を受けていない工場等であって、エネルギーの使用量が令第６条に定める数値以上の工場等を全て記入すること。

28　特定－第13表及び指定－第10表の記入に当たっては、特定－第13表及び指定－第10表に記載された備考欄を参照すること。

29　指定－第２表の「産業用蒸気」、「産業用以外の蒸気」、「温水」、「冷水」の使用量を熱量換算する際、別表第２に規定する換算係数に代えて、当該熱を発生させるために使用された化石燃料及び非化石燃料の発熱量を算定する上で適切と認められるものを使用した場合は、当該係数の根拠となる資料を添付すること。

30　指定－第２表に記入する際に、都市ガスについては、供給会社等から提示された単位発熱量を指定－第２表欄外に記入すること。

31　指定－第３表は、原則として各設備の年間のエネルギーの使用量の合計が、当該工場の総エネルギー使用量の８割を網羅するよう記入すること。

32　指定－第８表は、専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等（法第５条第１項第１号）に該当する場合は１、それ以外の工場等（法第５条第１項第２号）に該当する場合は２について、該当する項目に■印を付し、必要な箇所については数値を記入すること。また、該当しない項目については、当該項目の欄全体に斜線を引くこと。

33　指定表において連携省エネルギー措置を踏まえた使用量の報告を行いたい場合は、連携省エネルギー措置を踏まえた使用量を記載した指定表を定期報告書の参考資料として提出することでそれに代えること。

34　認定－第２表、第３表、第４表、第５表の記入に当たっては、特定－第２表、第11表、第12表、第13表に係る備考をそれぞれ参照すること。

附　則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。

○経済産業省令第八十二号

下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律（令和七年法律第四十一号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、並びに経済産業省設置法及び経済産業省組織令を実施するため、中小企業信用保険法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十二月二十六日

経済産業大臣　赤澤　亮正

中小企業信用保険法施行規則等の一部を改正する省令

（中小企業信用保険法施行規則の一部改正）

第一条　中小企業信用保険法施行規則（昭和三十七年通商産業省令第十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（法第三条の二第一項の経済産業省令で定める要件）	（法第三条の二第一項の経済産業省令で定める要件）
第四条の二　法第三条の二第一項の経済産業省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする（法人の設立後最初の事業年度（以下この条において「設立事業年度」という。）の決算における貸借対照表及び損益計算書がない者である場合にあつては第一号から第三号までを、設立事業年度の次の事業年度の決算における貸借対照表及び損益計算書がない者である場合（設立事業年度の決算における貸借対照表及び損益計算書がない者であつて、第三号をそれぞれ除く。）とする。	**第四条の二**　法第三条の二第一項の経済産業省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする（法人の設立後最初の事業年度（以下この条において「設立事業年度」という。）の決算における貸借対照表及び損益計算書がない者である場合にあつては第一号から第三号までを、設立事業年度の次の事業年度の決算における貸借対照表及び損益計算書がない者である場合（設立事業年度の決算における貸借対照表及び損益計算書がない者であつて、第三号をそれぞれ除く。）とする。
一～四　（略）	一～四　（略）
五　当該中小企業者が、信用保証協会が行う債務の保証に係る保証料（保証の対価として中小企業者が信用保証協会に支払う金銭をいう。）の料率の引上げ（令第二条第七項、第三条第二項及び第四条第二項、情報処理の促進に関する法律施行令（昭和四十五年政令第二百七号）第六条第二項、受託中小企業振興法施行令（昭和四十六年政令第二十四号）第二条第二項及び第三条第二項、中小小売商業振興法施行令（昭和四十八年政令第二百八十六号）第十条第二項、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律施行令（平成三年政令第二百四十	五　当該中小企業者が、信用保証協会が行う債務の保証に係る保証料（保証の対価として中小企業者が信用保証協会に支払う金銭をいう。）の料率の引上げ（令第二条第七項、第三条第二項及び第四条第二項、情報処理の促進に関する法律施行令（昭和四十五年政令第二百七号）第六条第二項、下請中小企業振興法施行令（昭和四十六年政令第二十四号）第二条第二項及び第三条第二項、中小小売商業振興法施行令（昭和四十八年政令第二百八十六号）第十条第二項、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律施行令（平成三年政令第二百四十